

1 第2回の協議会までの確認事項について

○活動の保障

①地域クラブ（活動）で、学校体育施設の利用をする場合の取り扱いについては、令和8年度も令和7年度と同様とする。また、公民館施設の利用についても令和7年度と同様の扱いとする。

（学校体育施設開放事業について）

令和7年度の扱いについて（令和6年度「中野市地域クラブ活動推進協議会」③資料より）

1 学校体育施設開放事業の使用料（照明施設使用料）

①部活動に代わって設立された中野市地域クラブは、上記施行規則により使用料を免除する。

②部活動と並行して実施される保護者会等による団体は、上記施行規則により使用料を免除する。

※上記以外の中学生が参加・活動している団体については、令和6年度と同様の対応とする。

2 学校体育施設開放事業の使用優先順位について

ア) 学校の教育活動（学校行事や部活動、合唱団等）が最優先であり、開放されない場合もある。

イ) 平日の20:00までを、(小) 中学生が優先的に使用できる時間とし、以下の優先順で年間の使用調整を行う。優先②のあと、その他の団体の使用調整を行う。

・優先①：部活動に代わる中野市地域クラブ、部活動と並行して実施する保護者会等の団体

・優先②：中野市のスポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ

※平日の20:00以降の時間、及び土日・祝日の夜間については、優先順を設けない。

ウ) 土日、祝日の日中の学校体育施設は、学校教育活動（部活動含む）や育成会活動がない場合に開放する。使用の際、2のイの優先①の団体を優先する。

・毎月15日までに、各学校で翌月の使用予定をまとめる。

・16日～22日を、上記優先①の団体の申込期間とする。希望が重複する場合は、団体間で調整する。

・25日以降、上記優先①以外の団体（一般含む）の申し込みを受け付ける。（先着順）

（公民館施設利用について）

・地域クラブも、公民館の利用団体登録をすることで使用料が減免になる。登録や利用の申込を各団体で行う。ただし、利用に関わる優先的な扱いはない。

②文化部の活動では音楽室や教室を利用している。地域クラブの活動になった場合、「(仮称) 校内クラブ活動」として、平日の2日程、通常下校後の2時間程度の活動保証ができるような仕組みをつくった。施設管理の責任は校長（教頭）、活動の責任者は地域指導者とする。

今後は、学校外での活動場所の確保や学校施設管理の外部委託等についての検討が必要となる。

○活動に必要な備品、道具・楽器等

③学校の備品として購入されている、吹奏楽の楽器、剣道の防具、卓球台等について、部活動から移行した地域クラブにおいて継続使用を認める。借用の申込をうけ、校長及び中野市教育委員会で協議し、認めた物品について貸与する。破損等があった場合は、借入者（借用団体）の責任で修理する。

また、部活動のために部活動後援会・PTA等で購入した物品についても、校長（PTA会長等）が確認した上で、クラブへ移管し利用を認める。更新・修繕等の費用はクラブで負担する。

④グラウンドや体育館に設置されている部室や部専用の物置は、校長が確認した上で、必要最低限に絞って使用を認める。ただし、施錠、整理整頓、火気使用の厳禁等、学校の管理規定に則った使用とし、責任者による定期的な点検と校長への報告を義務づける。

○指導者確保、指導者の資質向上、指導者への助成等

⑤指導者が指導者研修、指導員資格取得等へ参加する場合、長野県観光スポーツ部スポーツ振興課の「長野県スポーツ指導者資格取得促進事業補助金」が利用可能と考える。該当する場合は指導者が直接申請する。

⑥地区大会を勝ち抜き、全国大会へ出場する場合、引率・指導にあたる指導者に対し、旅費の助成をしてほしいという意見がある。中野市では、R 8年度、教育委員会学校教育課の「中体連等の上位大会参加の生徒への支援」、文化スポーツ振興課の「小中学生スポーツ活動事業補助金」として、児童生徒への支援は予算化している。指導者の旅費等についての支援はない。

○保護者の負担軽減

⑦在籍する学校で夜の時間に活動がある場合、開始時刻まで生徒（保護者）の責任で待機することを認めたい。待機場所や待機のルール等は、学校とクラブで確認、共有しておく。

⑧平日のクラブ参加のために、学校から活動場所までの移動する場合の輸送の支援についての要望が多くある。中野市では、令和5年度から合同部活動の移動に伴うタクシー利用（在籍校から活動する学校（場所）への移動時のみ）を認めてきた。クラブ化後の支援（有償を含む）については、利用希望者の意見も伺いながら検討していきたい。  
なお、保護者の責任で自転車を利用して移動することは認めたい。

○地域クラブの継続、活動の充実・発展

⑨様々な形で地域クラブが設立されてくると思われる。クラブの把握をするためには、クラブの位置づけは必要となるだろう。文化・芸術系のクラブや（仮称）校内クラブ活動も適切な運営体制の確保が必要となる。

なお、クラブの運営にあたっては、スポーツ少年団へ加入したり事務局を外部へ委託したりすることも考えられる。当面の間は、クラブの設立や運営に関わるサポートが必要だろう。

⑩小布施町、山ノ内町とは、複数の地域クラブにおいて市・町を越えて参加する生徒がおり、情報の共有と活動に関わる支援の共通化を進めている。今現在は各市町村で、地域クラブの位置づけや支援が異なるが、情報共有しながら対応していく。

## 2 課題や意見に対しての方向

①地域クラブの設立での、指導者確保の課題は大きい。特に、吹奏楽・合唱については、中心となる指導者が必要となる。設立予定のクラブの目的や規模、指導時間や謝金等についての見通しを決めてほしい。

⇒吹奏楽・合唱については、中野市で一つの地域クラブを設立する方向で進んでいる。昨年12月に部活動に加入している生徒および保護者からアンケートを取り、9年度の方向を検討している。吹奏楽では、2月に3中学校合同の練習会を持ち、クラブのイメージを語り始めている。吹奏楽・合唱とも、8年度の夏までに、事務局を設立して体制を整える方向で進んでいる。

⇒指導者については、それぞれのクラブで選定・依頼することになる。本協議会事務局としては、長野県の指導者リストから指導者を紹介したり、市内の関係者から情報を聞いたりすることを考えている。なお、学校の教職員が兼職兼業として指導者を引き受けることも認めていきたい。

②保護者の負担（金銭面、送迎、保護者会等）が増えることで、参加できない子が出ないように支援することが必要ではないか。

⇒保護者負担の軽減や経済的困窮世帯の生徒への支援として、文科省が進める「部活動の地域展開等推進事業」の活用が考えられる。中野市の対応について研究していく。

③卓球部は、参加生徒数が多く令和7年度までは4中学校で実施されていた。顧問や関係者の意見交換から、「(仮称)中野市卓球クラブ」のように市内で一つのクラブとして実施したらどうかという方向で進んでいる。現在の進捗状況はどうか。

⇒8年度の早い段階での情報共有と関係者の意見交換を予定している。

④(仮称)校内クラブ活動については、「主に学校内(一般校舎)で活動する地域のクラブ活動」となる。地域クラブということがわかる名称にしたい。平日放課後の活動が主となるため、指導者探しも難しいと考えられる。当面は、部活動に参加している生徒の活動保障ができるよう、各学校で協議いただきたい。課題を協議会に諮り、8年度中に具体化してほしい。

⇒仮称としていた名称を、8年度から「校内地域クラブ」としたい。

⇒学校と協議を継続し、課題を整理するとともに、運営体制や事務等について検討していきたい。

## 3 新たに出された総合的なガイドラインを受けて

①「部活動の地域展開等の全国の実施(推進事業)」について、1月下旬以降、国や県からの説明会があった。この事業において、中野市としては、令和8年度当初予算で「中学校における部活動指導員の配置支援」を予定している。

⇒予算化していない他の補助事業(「休日の地域クラブ活動の活動費等の支援」「経済的困窮世帯の生徒への支援」「推進体制の整備等」)については、8年度の実施状況等をみて研究していく。

②「地域クラブ活動に関する認定制度の概要」の認定要件をもとに、地域クラブ(活動)の認定を市が行うことになる。国は、認定制度を受けて、公的支援や教師等の兼職兼業、大会・コンクールへの円滑な参加等のメリットを想定している。

⇒認定要件をもとに市で審査し、認定後も適切に指導助言していくことは、市にとって大きな負担になる。県からの説明会では、「市町村の負担が大きくなる認定制度にしてほしい」等の要望が出されている。

⇒先行している市町村から情報提供いただき、本市としての方向や認定制度の設計を進めたい。